

農業・農地を活かしたまちづくり事業実施要綱

20 産労農振第 2132 号

平成 21 年 4 月 1 日

第 1 趣 旨

東京の都市農業は、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農畜産物を届けるとともに、緑豊かな農地は、生活環境に潤いと安らぎを与えるなど、都民生活に多くの役割を果たしている。しかしながら、都市農地は、都市化の影響や、農家の相続などを契機として年々減少を続けており、都市の環境保全や防災など、農地が果たしている大切な機能が損なわれることが懸念されている。

このため、都は、都民、農業者及び自治体が連携して行う都民の暮らしとまちづくりに農業・農地を活かすための取組を支援し、都市と農業・農地が共生するまちづくりを実現することで、東京の貴重な都市農地の保全を図っていく。

第 2 事業対象

都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付 20 産労農振第 188 号）に基づき事業を実施し、「都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン」（以下、「モデルプラン」という。）を作成した区市とする。

第 3 事業内容

本事業は、モデルプランを実現するために必要な次の事業とする。

- 1 地域の合意形成や実施計画の作成など、農業・農地を活かしたまちづくりの総合的な推進に関する事業
- 2 農業・農地の多面的機能をまちづくりに活かすための施設整備やシステム整備に関する事業
- 3 その他、農業・農地を活かしたまちづくりに必要な事業

第 4 事業実施期間

本事業は、モデルプランを実現するため、1 区市当たり 4 年間を限度として、計画的、継続的に実施することができるものとする。

第 5 実施計画

1 実施計画の作成

本事業を実施しようとする区市長は、毎年度、農業・農地を活かしたまちづくり事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。

2 実施計画の承認

区市長は、実施計画を知事に提出して、その承認を受けるものとする。

3 実施計画の変更

区市長は、知事の承認を受けた実施計画について、必要に応じて変更を行うことができるものとし、重要な変更については、2の規定を準用するものとする。

第6 他の計画・施策との連携等

都及び区市は、実施計画の策定及び事業の実施に当たり、事業の効率的、効果的な推進を図る観点から、農業振興に関する計画・施策をはじめ、都市計画や環境、防災等に関連する計画・施策との調整、連携に十分留意のうえ実施するものとする。

第7 推進指導體制

1 都の推進指導體制

知事は、区市が地域の実情に応じて事業を効果的にかつ適正に実施できるよう、推進指導體制を整備するものとする。

2 区市の推進指導體制

区市長は、関連する計画・施策との連携に配慮しながら、地域の実情に応じて事業を効果的かつ適正に実施するための推進体制を整備するものとする。

第8 助成措置

都は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。